

危機管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(以下「日本協会」という。)における危機管理に関して必要な事項を定め、危機状況の予防、防止及び日本協会の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、支部協会を含む日本協会の役員及び職員(以下「役職員」という。)に適用されるものとする。

(定義)

第3条 本規程において「危機」とは、日本協会に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとし、「具体的危機」とは、危機状況が具現化した次の事象などを指すものとする。

- (1)信用の危機:不全な公益活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2)財政上の危機:収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3)人的危機:労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の承認問題等
- (4)外部からの危機:自然災害や事故、インフルエンザ等の感染症及び反社会勢力からの不法な攻撃等
- (5)その他上記に準ずる緊急事態として危機管理マニュアルで特定するもの

第2章 役職員の責務

(基本的責務)

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款及び日本協会の定める規程など、危機管理に関するルール及び各種マニュアルを遵守しなければならない。

2 本規程に基づく危機管理体制、具体的な運用の詳細については、危機管理マニュアルに定めるとし、この改廃については、最高事業統括責任者(CEO)が承認する。

(危機に関する措置)

第5条 役職員は、具体的危機を積極的に予見し、適切に評価するとともに、日本協会にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

- 2 役職員は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、決裁者に対し当該業務において予見される具体的危機を進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。
- 3 危機管理業務に関わる事務局的な役割を担う者として、最高事業統括責任者（CEO）は危機管理責任者を配置するものとする。

（具体的危機発生時の対応）

第6条 役職員は、具体的危機が発生した場合には、これに伴い生じる日本協会の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

- 2 役職員は、具体的危機が発生した後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。
- 3 役職員は、具体的危機に起因する新たな危機に備え、前条の措置を講ずるものとする。

（具体的危機の処理後の報告）

第7条 具体的危機の処理が完了した場合には、発生部門責任者は処理の経過及び結果について危機事案報告書を作成し、最高事業統括責任者（CEO）に報告しなければならない。

（異議などへの対応）

第8条 役職員は、口頭又は文書により取引先などから異議などをを受けた場合には、それらが重大な具体的危機につながるおそれがあることを意識し、直ちに上位者に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 上位者は、異議などの重要度を判断し、関係部署と協議の上、対応しなければならない。

（対外文書の作成）

第9条 役職員は、対外文書の作成については常に危機管理を意識し、上位者の指示に従うとともに、その内容が第3条第1号の信用の危機を招くものでないことを確認しなければならない。

（守秘義務）

第10条 役職員は、本規程に基づく日本協会の危機管理に関する計画・システム・措置などを立案・実施する過程において知り得た日本協会及びその他の関係者に関する秘密については、社内外を問わず漏洩してはならない。

第3章 緊急事態への対応

（緊急事態への対応）

第11条 具体的危機状況等が発生し、対応が重要である場合（以下「緊急事態」という。）は、危機レベルに応じて当該事案の対応責任者を定め、緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第 12 条 本規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件によって、日本協会及び役職員にもたらされた急迫の事態をいう。

- (1) 自然災害・感染症等
 - ① 地震、風水害などの災害
 - ② インフルエンザ等の感染症
- (2) 事故
 - ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ② 日本協会の公益活動に起因する重大な事故
 - ③ 役職員にかかる重大な人身事故
- (3) 犯罪
 - ① 建物破壊、放火、誘拐、恐喝等、並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃
 - ② 日本協会の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
 - ③ 内部者による背任、横領等の不祥事
- (4) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第 13 条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。

(情報管理)

第 14 条 通報内容の情報管理について役職員は関係者以外、他に漏らしてはならない。

(危機事案対応責任者及び対策本部の設置)

第 15 条 特定の緊急事態が発生した場合、危機レベルに応じて危機事案対応責任者及び対策本部が設置され、以下の業務を実施する。危機管理責任者はこれをフォロー、支援する。

- (1) 情報収集及び現場対応
- (2) 関係当局への対応
- (3) 役員への報告及び日本協会内での情報共有・管理
- (4) 法務対応
- (5) 対策会議の招集及び対応方針の検討・決定
- (6) メディア対応
- (7) 協賛社・関係機関・自治体等対応

(役員への報告)

第 16 条 特定の緊急事態が発生した際は、危機管理マニュアルに従い、危機管理責任者は速やかに初期通報の内容と確定した危機レベルについて専務理事へ報告する。

2 対策本部は、円滑な対応と早期收拾のため、緊急事態の発生状況や対応内容などについて、役員に報告し、助言や支援を求めるものとする。

(役職員への指示・命令)

第 17 条 危機事案対応責任者は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

2 役職員は、危機事案対応責任者から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第 18 条 日本協会は、緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じるものとする。

(届出)

第 19 条 緊急事態のうち、所管庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に所管庁に届ける。

(理事会への報告)

第 20 条 危機事案対応責任者は、緊急事態解決策を実施したときは、必要に応じてその直後の理事会で、次の事項を報告することとする。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無、及びあった場合はその内容
- (5) 今後の方針

第4章 その他

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2024 年 4 月 1 日 施行
2026 年 5 月 13 日 改正